

## 參考資料

用 語	解 説
<b>【A～Z】</b>	
A C P	将来の変化に備え、将来の医療およびケアについて本人を主体に、そのご家族や近しい人、医療・ケアチームが繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する取組アドバンス・ケア・プランニング (AdvanceCare Planning) の総称。
A D L (基本的日常生活動作)	日常生活動作 (ADL) とは Activities of Daily Living のことで、ADL の A はアクティビティ (動作)、DL はデイリーリビング (日常生活) を指す。日常生活を送るために最低限必要な日常的な動作で、「起居動作・移乗・移動・食事・更衣・排泄・入浴・整容」動作のことをいう。
I A D L (基本的・手段的日常生活動作)	日常生活を送るために必要な複雑で高次の動作を指す。これには、買い物や電話対応、食事の準備、金銭管理などが含まれる。IADL は、ADL (基本的日常生活動作) よりも複雑であり、判断力や理解力が求められる動作である。IADL を維持することは、生活の質を向上させるために重要であり、介護やリハビリテーションの分野で広く用いられている。
I C T	通信技術を活用したコミュニケーション (Information and Communications Technology) の総称。
K P I	KPI (Key Performance Indicator) は、組織やプロジェクトの目標達成度を測るための指標。具体的には、業績や成果を数値化し、進捗状況を把握するために用いる。目標に対する実績を客観的に評価することが可能になる。
<b>【あ行】</b>	
新しい認知症観	これまでの認知症になったら何もできなくなってしまうといったような「古い認知症観」ではなく、誰もが認知症になり得ることを前提に、県民ひとりひとりが認知症を自分ごととしてとらえ、認知症になっても住み慣れた地域で仲間と共に希望をもって自分らしく暮らすことのできる社会の実現をめざす認知症基本法に基づいた考え方。
アルツハイマー病	脳内に老人斑と神経原線維変化等のタンパク凝集が蓄積し、神経細胞の変性をともなう疾患。

用語	解説
安全運転サポート車	高齢運転者を含めたすべてのドライバーによる交通事故の発生防止・被害軽減対策の一環として、国が推奨する自動車安全コンセプトで、自動ブレーキ（いわゆる衝突被害軽減ブレーキ）など複数の運転支援機能を備えた自動車のこと。
ウェルビーイング	単なる健康状態を超えた「心身ともに良好な状態」を指す。語源の「well」は「良い」、「being」は「存在」や「状態」を意味し、合わせて「良い状態で存在すること」を表す。この概念は、身体的健康だけでなく、精神的、社会的な満足感や幸福感を含む広範な意味を持つ。
運転免許証自主返納サポート事業	運転免許証返納後の生活を支えるとともに、運転免許証の自主返納をしやすい環境づくりを促進するために実施している事業。自主返納者の方は、協賛店として県に登録いただいた事業所（店舗）で「運転経歴証明書」等を提示することで、協賛店が独自に設定した、様々なサービスや特典を受けることができる。
オレンジ・チューター	チームオレンジコーディネーターとしての従事（予定）者に対して、都道府県が実施する研修の講師を担当する者。
<b>【か行】</b>	
介護支援専門員 （ケアマネジャー）	要介護等の認定を受けた方や家族からの相談を受けて、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、市町村やサービス事業者との連絡、調整等を行う専門職。
かかりつけ医	健康に関することをなんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介してくれる、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師。
かかりつけ歯科医	歯の治療、歯に関する相談、定期歯科検診等、歯と口腔の健康づくりを日常的にサポートする身近な歯科医師、歯科医療機関のこと。
通いの場	年齢や心身の状態等によって高齢者を分け隔てることなく誰でも参加することができ、介護予防などを目的とした活動を行う場。
鑑別診断	症状の原因となっている疾患を絞り込むための診断。

用語	解説
共生社会の実現を推進するための認知症基本法	認知症のある人でも尊厳をもって社会の一員として自分らしく暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための法律。令和5年6月に成立。
キッズサポーター	子どもたちが認知症や高齢者に対する理解を深め、地域で認知症の方やその家族を暖かく見守り応援してくれるよう、教育現場の協力のもと、小中学生を対象にした「認知症キッズサポーター養成講座」を開催している。
キャラバン・メイト	地域や職域団体等において開催する認知症サポーター養成講座の講師役となり、認知症サポーターを養成する者。
軽度認知障害（MCI）	記憶障害などの軽度の認知機能障害が認められるが、日常生活にはあまり支障を来さない程度であるため、認知症とは診断されない状態を言う。
権利擁護	高齢者や障がいのある方の尊厳を大切にし、その権利を守るため、その人の判断能力や生活の状況をふまえた多様な支援を行うこと。高齢者の権利擁護については、各市町村に設置された地域包括支援センターや社会福祉協議会等が、幅広い相談や支援を行っている。
行動・心理症状（BPSD）	認知機能の低下を基盤に、身体的要因、環境的要因、心理的要因などの影響を受けて出現した行動面の症状と心理症状。焦燥性興奮や不安・抑うつ等。
高齢者虐待	高齢者に対して、家族を含む他者から行われる人権侵害の行為。近年、家族やサービス提供における虐待の実態が明らかにされ、その防止は大きな課題となり、平成17(2005)年には、いわゆる「高齢者虐待防止法」が成立した。虐待は、「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」に分類される。
高齢者等終身サポート事業/「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」	高齢化の進展や核家族化等に伴い、高齢者の単独世帯が増加してきている。特に高齢期には、医療機関への入退院や施設への入退所などの重大なライフイベントに直面することも多い。その際に、身寄りがない、家族がいても身近に頼れる人がいない状況にある高齢者等の意思決定等を

用語	解説
	支援する仕組みが求められている。こうした中、近時、高齢者等に対して身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う事業（以下「高齢者等終身サポート事業」という。）が増加しており、今後、その需要の更なる増加が見込まれる。高齢者等終身サポート事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資するようにするため、ガイドラインが策定された。
共生社会・地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながらること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすもの。
【さ行】	
市民後見人	弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等のこと。市町村等の研修を修了し、必要な知識・技術、社会規範、倫理性を身につけ、登録後、家庭裁判所からの選任を受けてから、市町村等の支援を受けて後見業務を行う。
社会福祉協議会	社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織として社会福祉法に基づき設置する機関であり、都道府県社会福祉協議会（社会福祉法第 110 条）、市町村社会福祉協議会（社会福祉法第 109 条）がある。
若年性認知症	64 歳以下の人が発症する認知症。
若年性認知症支援コーディネーター	若年性認知症に関する総合的な支援窓口となる者。若年性認知症の人やその家族・関係機関等からの相談に応じるほか、若年性認知症に関する研修の実施、若年性認知症の人やその家族等の支援に携わる者のネットワークの調整等を行う。
身体合併症	原疾患（認知症）が原因となって発症する、別の内科疾患や外科疾患。
重層的支援体制整備事業	市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する。

用語	解説
消費者安全確保地域協議会	消費者安全法第 11 条の 3 に基づき、高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を地域で見守る体制を推進するために地域において設置するもの。
住宅セーフティネット	高齢者や障がい者など、誰もが安心かつ快適な自立居住ができるようにするための政策的な支援制度。
消費者啓発地域リーダー	地域における啓発の担い手として活動するボランティア。日頃の活動の中で、地域の身近な方や団体などへの消費生活情報の伝達、啓発活動を行ったり、消費者被害にあわないように地域で見守り活動をしている。
セーフティネット住宅	住宅セーフティネット法に基づいた住宅のことをいう。 ※住宅セーフティネット法：「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の通称。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図ることを目的として、平成 19 年に公布。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々が、財産管理、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割協議などをを行う場合に保護し、支援する制度。法定後見制度と任意後見制度からなり、法定後見制度はさらに後見、保佐、補助の 3 つに分かれている。任意後見制度は本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自ら選んだ代理人（任意後見人）と契約するが、法定後見制度は本人の判断能力が不十分になった際に申し立てを行い、家庭裁判所が後見人を決定する。
成年後見制度の利用の促進に関する法律	成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成 28 年 5 月に施行された。
世界アルツハイマー月間	アルツハイマー病等の認知症に関する知識を高め、世界の患者と家族に援助と希望をもたらす事を目的に、国際アルツハイマー病協会と世界保健機関の同で定められた日（毎年 9 月 21 日）があり、9 月を世界アルツハイマー月間としている。

用語	解説
【た行】	
チームオレンジ	地域で暮らす認知症の人や家族の困りごとの支援ニーズと、認知症サポーターを結びつける仕組みのこと。認知症の人もメンバーとしてチームに参加することが望まれている。
チームオレンジコーディネーター	チームオレンジを整備し、その運営を支援する者。チームオレンジの運営において中核的な役割を担うメンバーが行う取組について助言等を行う者。
地域ケア・地域包括ケア	住み慣れた自宅や地域において最期まで安心して暮らし続けるため、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、介護サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービス、さらにはインフォーマルサービスを、有機的に結びつけて、切れ目なく提供すること。また、住宅政策とも相まって、高齢者の地域生活全般を支援すること。
地域支援事業	地域で生活する高齢者が、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、要介護状態等となった場合でも地域において自立した日常生活が営むことができるように包括的・継続的ケアマネジメント機能を強化する観点から市町村が実施する事業。事業は、①介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業、③任意事業の3つからなる。
地域包括支援センター	平成17(2005)年の介護保険法の改正により、新たに地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた機関。主な業務は、①地域包括支援ネットワークづくり(地域に、総合的・重層的なサービスネットワークを構築すること)、②総合相談支援・権利擁護(高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐこと。また、虐待防止など高齢者の権利擁護に努めること。)、③介護予防ケアマネジメント(介護予防事業・予防給付が効果的・効率的に提供されるよう、適切なケアマネジメントを行うこと。)、④包括的・継続的ケアマネジメント支援(高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援すること)がある。

用語	解説
地域密着型サービス事業所	介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、平成 18 年 4 月から創設された介護保険のサービスである。介護給付サービス・予防給付サービスの内、市町村が指定・監督を行うサービスのこと。
中核機関	権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて主導する役割。また、協議会の事務局を担いながら、支援の全体を見渡し、必要に応じて専門職による専門的助言等の支援を確保する役割も担っている。
地域口腔ケアステーション	11 郡市歯科医師会に整備した地域の歯科保健医療を推進する拠点のこと。
地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。具体的には、地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決、ケアマネジメントの実践力向上、個別ケースの課題分析等を重ね、地域に共通した課題を明確化し、資源開発や地域づくり、政策形成につなげる。
第二期成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 12 条第 1 項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画。 施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された計画。
<b>【な行】</b>	
認知症	病気等の原因で脳の細胞が死んだり、働きが悪くなるために様々な障がいが起こり、生活する上で支障がでている状態。記憶力、思考力、判断力等に障がいが見られ、知覚・感情・行動に関する症状が生じることも多い。
認知症 IT スクリーニング	認知症初期診断の IT ツールを活用し、かかりつけ医から依頼を受けた三重大学医学部附属病院認知症センターが、職員派遣等により患者のスクリーニングを行い、そのデータを大学専門医が診断して、かかりつけ医に結果を返す仕組みのこと。

用語	解説
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。地域の実情に応じて認知症地域支援推進員が企画する等様々な実施主体・方法で開催されている。
認知症希望大使 認知症本人大使	厚生労働大臣が任命し、国が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力や国際的な会合への参加等を行う全国版希望大使と都道府県知事が委嘱・任命等を行い、全国版の希望大使と協働・連携しながら、認知症の普及啓発活動やキャラバン・メイトへの協力など地域に根ざした活動を行う地域版希望大使がおり、自らの言葉で語り、認知症になってからも希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信する者。本県では、令和7年度より地域版希望大使として「三重県認知症希望大使」を任命している。
認知症ケアパス	認知症のはじまりから人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。
認知症サポーター	自治体等が実施する「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。
認知症サポート医	認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。
認知症疾患医療センター	認知症の専門医療機関として県内9か所に設置。認知症の鑑別診断、幻覚・興奮などの行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療や、認知症に関する心配ごと、困りごとについての相談を受けている。 また、地域の保健医療・介護関係者への研修等を実施し、地域における切れ目のない支援体制を提供するための連携拠点となる。

用語	解説
認知症初期集中支援チーム	認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的（おおむね6ヶ月）に行い、早期診断や必要な支援に結び付ける活動をする。
認知症対応型共同生活介護	介護保険の給付対象となる地域密着型サービスの一つでグループホームのこと。認知症の高齢者に対して、共同生活を営む住居において、家庭的な環境の下、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話や機能訓練を行う。
認知症地域支援推進員	認知症の人と家族を支える地域の人材やサービス拠点についての情報収集や情報提供、在宅介護サービス従業者に対する認知症研修の実施など、地域の実情に応じて認知症の人と家族を支援する事業を実施する者。
認知症リハビリテーション	実際に生活する場面を念頭に置きつつ、有する認知機能等の能力をしっかりと見極め、これを最大限に活かしながら、ADL（食事、排泄等）や IADL（掃除、趣味活動、社会参加等）の日常の生活を自立し継続できるよう推進する。
認知症施策推進基本計画	共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 11 条に基づき、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府として策定したもの。令和6年度から令和11年度の5年間を計画期間としている。
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援に関するガイドライン	日常生活や社会生活において、認知症の人の意思が適切に反映された生活が送れるよう認知症の人の意思決定を支援する標準的なプロセスや留意点を記載したもの。
認知症連携パス	認知症の人の円滑な治療やケアを行うため、検査や症状の経過、受診、服薬状況等の情報を、本人とその家族、かかりつけ医、専門医療機関、ケアマネジャー、地域包括支援センター、介護サービス事業所等で共有するためのツール。
日本認知症官民協議会	国や地方公共団体や各業界団体、認知症当事者らが一体となって認知症バリアフリーの取組をより統合的かつ共時性をもって推進するために、2019年4月に設立された。参加業界の強い連携の下、認知症の人たちとともに、認知症バリアフリーの取組を推進している。

用語	解説
認知症バリアフリー（宣言）	認知症バリアフリーとは、認知症の人が住み慣れた地域で自立して安心して暮らせるように、日常生活や社会生活における障壁を排除する取り組みのこと。「認知症バリアフリー宣言」は認知症バリアフリーに取り組むことの発信や行動を通じて、社会に寄与し、企業・団体などの価値を高める活動である。
日常生活自立支援事業	高齢の方や知的・精神に障がいのある方などで判断能力が十分でない方が、地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う事業です。各社会福祉協議会が窓口となって実施されている。
【は行】	
ピアサポート活動	今後の生活の見通しなどに不安を抱えている認知症の人に対し、精神的な負担の軽減と認知症当事者の社会参加の促進を図るため、認知症当事者による相談支援を実施すること。
8050 問題	80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のことをいう。子どもが自立した生活を送れないため、80代の親の年金を頼りに生活しているケースが多く、困窮した生活を送っている方が少なくない。
フレイル	加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態。要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO 法人などの法人が成年後見人等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
本人ミーティング	認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場。

用 語	解 説
福祉避難所	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において、相談、助言その他の支援を受けることができる体制が整備されており、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される体制がとられている避難所。
【ま行】	
三重DPAT	大規模災害が発生した場合、被災地において、被災した精神科病院や精神科クリニックの患者への対応や、被災者および支援者へのこころのケア等を行う、医師、看護師、臨床心理士等の多職種で構成された専門チーム。
三重県DWA T	災害時に避難所で生活をおくる高齢者や障がい者等（要配慮者）の福祉ニーズへの確に対応し、要配慮者の状態悪化を防止するために、社会福祉士や介護福祉士等の福祉専門職で構成するチーム「三重県災害派遣福祉チーム（三重県DWA T）」が立ち上がっている。
三重JRAT	三重県リハビリテーション関連団体災害対策合同委員会（三重JRAT）は、災害時におけるリハ職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）の派遣等、災害時のリハビリテーション支援活動を県と連携して行う。
みえ高齢者元気・かがやきプラン	老人福祉法第 20 条の 9 に基づき、総合的な高齢者保健福祉施策の基本方向を定める三重県老人保健福祉計画と、介護保険法第 118 条に基づき、市町が行う介護保険事業の円滑な実施を支援するため、介護保険給付等対象サービス量の見込み等を定める三重県介護保険事業支援計画を一体として策定したもの。3 年間を計画期間としている。
三重県居住支援連絡会	三重県では、関係団体と連携し、住宅セーフティネット法第 51 条に基づく「居住支援協議会」を設立しており、その名称を「三重県居住支援協議会」という。住宅確保要配慮者に対して、必要な支援を行うために、不動産関係団体、民間の居住支援団体（社協、NPO）、行政が協力して平成 23 年 1 月に設立した。

用 語	解 説
【や行】	
ユニバーサルデザイン	できるだけ多くの人にとって使いやすくなるように、最初から設計段階で配慮する考え方
【ら行】	
リカレント学習	学校教育を終えた社会人が、その後も生涯にわたって学び続け、就労と学習のサイクルを繰り返していくこと
リハビリテーション	残っている「心身機能」を活用し、日常生活の「活動」、社会への「参加」に対するそれぞれの働きを通じて生活機能を向上させ、「自分らしく生きる」ことや「人間らしく生きる権利の回復」のために支えていく活動のことをいう。
両立支援コーディネーター	両立支援コーディネーターは、病気や怪我を抱えながら働く人々を支援する専門家であり、治療と仕事の両立に向けて、支援対象者、主治医、会社・産業医などとのコミュニケーションが円滑に行われるよう支援する。
レセプトデータ	医療機関が患者に対して行った診療内容やその費用を記載した「診療報酬明細書」の電子データ。
老老介護	高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に 65 歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となる場合をいう。